

市政 トピックス

MUNICIPAL ADMINISTRATION TOPICS

※ 貸家の場合は、居住者の同意書
が必要です。
住宅は、再受診することはでき
ません。

耐震改修をお勧めします

高浜市が実施する無料耐震診断を受診した方で「倒壊する可能性が高い」・「倒壊する可能性がある」と判定された場合は家屋をそのまま放置しておくと大変危険です。

必要に応じた耐震補強をしてください。

市では、耐震改修費の一部補助を行っています。

対象工事 市が実施する無料耐震診断の上部構造評点が0.7未満の

場合、改修後の上部構造評点を1.0以上とする補強工事

補助額

れども最高90万円まで
高齢者等世帯／工事費と設計費
を合計、最高55万円まで

最高迄万円までを合ねせ *

「市の無料面接相談を受講し
「倒壊する可能性が高い」・「倒
壊の可能性がある」診断されて

「壇の可能性がある」と語られた方が、何らかの理由により建物全体の耐震改修が困難な場合において

ても、住宅内に安全な場所を確保

平成7年の阪神・淡路大震災では、建物の倒壊による圧死や窒息死で、特に昭和56年5月31日以前の旧建築基準で建てられた木造住宅に大きな被害が出ました。このことから、旧建築基準による木造住宅を対象に専門家による無料耐震診断を行っています。この機会に該当する家屋の所有者などの方は専門家による無料耐震診断を申し込んでください。

し、自身や家族の生命を守ることを目的として耐震シェルターおよび防災ベッドの設置に対する補助もありますので利用してください。

耐震シェルターと防災ベッドの補助限度額

- 一般世帯／15万円
- 高齢者等世帯／30万円

※高齢者等世帯とは、世帯員に65歳以上の高齢者もしくは障がい者を含む世帯であって、生計の中心者が前年分所得税が非課税である世帯などをしてます。

三州瓦屋根工事 奨励補助制度 利用してください



市役所都市防災グループ
52-11111 (内線228・229)

※費用や申請方法など、詳しく述べてください。

・高浜市内で居住するための家を新築する方
新築建売物件を購入する方(建
売主が三州瓦屋根工事指定通
知を受けていることが条件)
高浜市内に居住している方
が、自ら居住するための住宅
を増築または居住している住
宅の屋根をすべて葺替える場
合や居住している部分を改築
する場合
さらに、新築または屋根をす
べて葺替える場合、太陽光発電シ
ステムを屋根工事と同時に設置
すると補助金が上乗せされます。